

公益財団法人神奈川県市町村振興協会研修事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人神奈川県市町村振興協会(以下「協会」という。)が行う研修事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研修事業の目的)

第2条 研修事業は、市町村及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する地方公共団体の組合その他市町村関係団体が行う当該職員の人材育成を支援することを目的とする。

(研修の種類)

第3条 研修の種類は、次のとおりとする。

- (1) 基本研修
- (2) 講師養成研修
- (3) 専門実務研修
- (4) 新規特別研修
- (5) 情報研修
- (6) 調査研究

(研修助成等)

第4条 研修事業として、前条に規定する研修を実施するほか概ね次に掲げる事業を実施する。

- (1) 公益財団法人全国市町村研修財団が設置する市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所、国土交通省国土交通大学校並びに一般財団法人全国建設研修センターが実施する研修の受講経費の助成
- (2) 複数の市町村が共同で実施する研修の経費の助成
- (3) 市町村が実施する研修の相談及び情報の提供
- (4) 研修施設、研修用教材等の貸出し

(実施細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、研修事業の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。